

第2次 隠岐の島町子ども読書活動推進計画

本といっしょに大きくなろう

～みんなで育てよう、

読書大好き隠岐の子を～

令和元(2019)年5月
隠 岐 の 島 町

目次

第1章 計画策定にあたって	P. 1
第1節 計画の背景	P. 1
第2節 第1次計画の成果と課題	P. 2
第3節 計画の基本	P. 3
第4節 計画の期間	P. 3
第2章 子どもの読書環境づくりの方向性と施策	P. 4
第1節 家庭での読書環境づくりのために	P. 4
第2節 地域での読書環境づくりのために	P. 5
(1) 地域と子ども読書推進への取組	
(2) 隠岐の島町図書館の取組	
第3節 学校等での読書環境づくりのために	P. 7
(1) 保育所等での読書環境整備の取組	
(2) 学校図書館の取組	
第4節 生涯学習社会の読書環境づくりのために	P. 9
第3章 計画の目標と検証体制	P. 10
(1) 計画の目標	
(2) 計画の検証	
資料	
1. 第2次隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定体制	
2. 隠岐の島町子ども読書活動推進計画関係用語表	
3. 子どもの読書活動の推進に関する法律	
4. 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要	
5. 隠岐の島町図書館の利用状況	
6. 隠岐の島町内小中学校図書館の利用状況	
7. 第2次計画策定にあたって実施したアンケート結果	

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の背景

国は、平成13（2001）年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行しました。この法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。その後国は、計画を5年ごとに見直しを繰り返し、平成30年4月に第4次計画を策定しました。近年の子どもをめぐる状況やその読書環境を鑑み、第4次計画では、子どもの不読率の減少と市町村推進計画策定率の向上を目標として示しています。その取組のポイントは、「読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進」、「友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実」、「情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析」としています。

また、島根県では「読みのくにしまね」を目指し、平成16年には「島根県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成31年3月に第4次計画を策定しました。この第4次計画では「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」を基本理念に、「子どもと本をつなぐ活動の充実を図る」、「子どもの読書を支える人を育てる」、「あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える」を基本目標としています。

隠岐の島町では、隠岐の島町総合振興計画において、「隠岐びとの心を育む教育環境づくり」や「隠岐びとが学び集う環境づくり」などを掲げ、「隠岐びと」の育成に取り組んでいます。こうした「隠岐びと」が育つには心の豊かさや知恵を養うこと、また知識を深めることが欠かせません。そのため、国や県の計画、町の振興計画等を踏まえ、平成24年3月に「自らすすんで本を読む子の育成」を基本目標とする、第1次「隠岐の島町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

第1次計画策定以降もメディアやSNS、スマートフォンなど様々な媒体の普及や進歩、学校図書館法や図書館法の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの生活環境は大きく変化し続けています。そうした中、隠岐の島町では子ども読書活動に関わる計画として、平成28年3月に「隠岐の島町教育大綱」を、平成28年4月に「隠岐の島町総合保健福祉計画」を、平成30年12月に「隠岐の島町図書館振興計画」を策定しました。この度、第1次計画を総括し、国や県の子どもの読書に関する計画に基づき、第2次隠岐の島町子ども読書活動推進計画を策定することとしました。

第2節 第1次計画の成果と課題

第2次計画策定にあたり、策定委員会で第1次計画策定以降の各場面での子どもの読書環境を検証したところ、計画の成果と課題については以下のとおりとなりました。

(1) 第1次計画策定後の現状や成果

- ・計画の主旨、内容等について、その存在も含めて充分周知できていません。
- ・島根県の計画のもと、町内全学校に司書が配置されました。またすべての小中学校で「学校図書館図書標準」の達成率が80%以上となりました。
- ・隠岐の島町図書館では毎年の年報作成や図書館振興計画策定などの機会にそれまでの検証を行い、子ども向けのイベントや利用しやすい図書館への改善に取り組んでいます。
- ・地域ではボランティアによる自主的な活動として、町内の小学校や保育所等での読み聞かせなどが行われています。
- ・島根県立図書館と隠岐の島町図書館による「しまね子育て絵本」や市町村一括貸出といった配本事業を利用する保育所等が増えました。

(2) 現状や成果を踏まえての課題

- ・子ども読書活動や本計画を周知させるために、概要版等を作成し、広範囲に配布する等の方策が必要であり、4月23日「子ども読書の日」や4月23日から5月12日の「子どもの読書週間」の広報活動の強化が必要です。
- ・司書の配置により児童・生徒の学校図書館の利用や、教員の学校図書館資料の活用は増加しました。しかし学校間では、学校司書や司書教諭の活用等の差や、授業内容に合わせた図書館資料を融通しあうことの難しさ等もあり、それらを解消することが必要です。
- ・隠岐の島町図書館で開催する子ども読書に関わるイベントや講座の参加者が固定化する傾向が見られ、これまで参加していない方の参加を促すことが必要です。
- ・小学校の読み聞かせ等を担っているボランティアが年々減少する傾向にあり、新たなボランティアの育成が必要です。
- ・すべての保育所等が園児向けの絵本などを整備していますが、蔵書の拡充や買い替えのための方策が必要です。

第3節 計画の基本

読書は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。子どもが健やかに成長するためには、それぞれの成長段階に応じた読書ができるよう、家庭、学校、地域が協働して、読書のできる環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、第2次計画では「本といっしょに大きくなろう～みんなで育てよう、読書大好き隠岐の子を～」を掲げ、下の4つを計画の柱として、今後5年間に取り組んでいきます。

①本の整備と提供

⇒子どもの自由な質問や発想に応え、魅力ある本を提供できるようにします。

②読書活動の推進

⇒子どもに読書の楽しさを伝えるだけでなく、家族ぐるみで楽しむことを推進します。

③読書を支える連携

⇒子どもの読書を支えるあらゆる施設や団体が連携し、読書環境の向上に努めます。

④活動を担う人材の育成

⇒子どもの読書活動に関わる方々を支援し、その資質の向上に取り組みます。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間とします。



第2章 子どもの読書環境づくりの方向性と施策

第1節 家庭での読書環境づくりのために

【方 向 性】

乳幼児をはじめとする子どもにとって、読み聞かせで伝わってくる絵本の中の言葉は、「本」に興味を示す一歩となります。読み聞かせを通じて様々な語りかけを行うことで、親と子のふれあいが図られます。乳幼児期における家庭での取組のために、母親だけでなく、父親や祖父母といったすべての方を対象に親子読書の必要性や重要性を学ぶ機会を設け、読み聞かせの意義の啓発が必要です。

子どもの頃に読み聞かせをしてもらったという経験は、青年期以降の読書活動や、その子どもへの読み聞かせにもつながっています。また、児童生徒にとっても、家族ぐるみの読書は本に親しむ環境のひとつとなることから、家庭で読書をする時間がもてるよう啓発することが必要です。

【施 策】

・絵本の読み聞かせのすすめ

家族の方が子どもの読書の大切さを学び、家庭でふれあいとしての読み聞かせを実施していくことが、子どもの読書の第一歩となります。現在でも3～5歳児のいる家庭の約80%が読み聞かせをしており、その内の約20%がほぼ毎日しています¹。今後も子どもに関わるすべての方を対象とした絵本の読み聞かせの学習機会を提供するなど、乳幼児期から絵本を読み聞かせることの大切さの周知に努めます。

・ブックスタート事業の継続

4ヵ月児と3歳児を対象に行っているブックスタート事業²は、読み聞かせボランティア、隠岐の島町図書館、福祉課、保健課、社会教育課が協力して実施しています。3～5歳児のいる家庭の約60%が、ブックスタートが読み聞かせのきっかけになったと回答しています¹。今後も連携を図りながら事業を継続し、さらに多くの家庭で子ども読書活動のきっかけになるよう努めます。

・家族ぐるみの読書や家読³のすすめ

現在は子どももメディア等に接する時間が多くなりがちです。そうした状況で、ほんの少しの時間でも子どもが本を手にする時間を持つために、家庭での取組が必要です。乳幼児期からの読み聞かせだけでなく、家族の方が読書をしている姿を見せることも子どもの読書活動につながります。家族ぐるみでお話や読書を楽しむ時間を持つことの大切さを学ぶ機会を設けます。

¹ 本計画策定のために実施した保育園児の保護者を対象としたアンケート結果より

² 絵本の配布事業。用語表（P.14）に解説あり

³ 「家庭での読書」の略称。用語表（P.14）に解説あり

第2節 地域での読書環境づくりのために

(1) 地域と子ども読書推進への取組

【方 向 性】

すべての町民の読書環境を整備することが、子どもの読書環境の整備にもつながります。現在地区公民館では図書室を併設し、その蔵書は隠岐の島町図書館と同一のシステムで管理しています。そのことにより、町内のどの地域においても、読みたい本を取り寄せ、欲しい情報を得ることができます。こうした読書環境のもとで、季節にあった本や新しい本を紹介する、子どもを対象とする読書イベントを開催するなど、地域の子どもの読書に親しめるような取組が必要です。

小学生が放課後を過ごす場所には、保育所等での放課後児童クラブや、地区公民館や小学校での放課後子ども教室があります。現在、それらに参加する児童の中には、公民館図書室や学校図書館で自主的な読書や学習、また図書を借りてその場に持参する児童もいます。今後、こうした児童が放課後を自由に過ごす場で、子どもが読書に親しめるような取組が必要です。

読み聞かせボランティアは、隠岐の島町図書館や小学校、保育所等などの多くの場で活動しています。現在のボランティアに加え、新たなボランティアの育成に努めます。

【施 策】

・地区公民館図書室の充実と活用

地区公民館図書室の更なる利用を促すために、公民館図書室で他の図書施設の図書を手軽に借りることができることなどを周知します。また、公民館が主体となった子ども読書会や、読み聞かせ会を開催するなど、子どもに読書の楽しさを伝えます。

・放課後の児童の読書環境

放課後の児童に対し大人による読み聞かせだけでなく、発達段階に合わせた本や季節のおすすめ本を紹介するなど、自分で本を読む楽しみを感じてもらえるように支援します。

・ボランティアの拡充と育成

読み聞かせを実践し、子どもの読書活動を推進していくためにボランティアの力は不可欠です。新たなボランティアを育成し、その円滑な活動を支援するためにも、関係する機関が連携し、読み聞かせに関する研修会の開催等に取り組みます。

(2) 隠岐の島町図書館の取組

【方 向 性】

図書館を利用することは様々な本と出会うきっかけとなります。これまでの「はじめてのえほん」や「おはなしのへや」の取組をより充実させることで、乳幼児期から本に触れる機会を増やし、将来につながる豊かな読書習慣の醸成が必要です。

すべての子どもの学習を支える施設として、保育所等や学校等の教育機関と連携する中で、発達段階や授業内容に応じた蔵書を整備し、その学びの支援が必要です。

【施 策】

・親子読書の啓発活動

保育所等や子育て支援センターと連携し、乳幼児のいる家庭に親子読書の大切さを伝え、図書館への来館促進に取り組みます。そのために、島根県立図書館の協力のもと保育所等への出前講座を実施するとともに、図書館独自の子ども読書に関する啓発チラシを保護者に配布します。

・ファミリータイムの設定

毎週日曜日午前中に乳幼児を連れた方が、気軽に図書館に来館できる時間を設定して来館を促します。館内にファミリータイム⁴であることを掲示し、利用者の方に子どもの大きな声などに理解を求めます。またおはなしの部屋でおはなし会の開催と、図書館のおもちゃを利用いただけるように開放します。

・しまね子育て絵本の貸出

島根県立図書館から寄託を受けている「しまね子育て絵本⁵」を管理し、保育所等など関連機関への貸し出しを行います。

・子どもの読書を推進する活動

乳幼児や幼児・児童といった対象ごとの読み聞かせの会を開催します。

・学校の教員及び学校司書との連携

各学校を訪問しての図書館担当教員との情報交換や、学校司書⁶等との合同研修を行って、連携を図ります。また授業内容に対応した資料を整備し、児童生徒の学びを支援します。

・中高生向け図書館通信の発行

中高生向け図書館通信「プレジャー」を年3回発行し、学校を通じて、町内の全中高生へ配付します。

⁴ 隠岐の島町図書館による子どものいる方に向けた取組。用語表（P.14）に解説あり

⁵ 島根県立図書館による絵本のセット。用語表（P.14）に解説あり

⁶ 学校図書館運営を担うとともに、児童・生徒の学びを支える。用語表（P.14）に解説あり

第3節 学校等での読書環境づくりのために

(1) 保育所等での読書環境整備の取組

【方 向 性】

園児にとって保育所等は、一日の多くを過ごす場所となっています。保育所等での読み聞かせは、本の世界を友だちと一緒にあって楽しむ時間であり、子どもの集中力や、聞く力を育て、たくさんの言葉を覚えることにもつながります。また、保育所等での本とのふれあいは園児の成長段階にあわせ、お話を聞くこと、読むことの楽しさを伝えていくことの大きな役割を担っています。園児の読書活動を担う保育士のさらなる資質の向上が必要です。

保育所等では園児向けの絵本や紙芝居を整備するだけでなく、「しまね子育て絵本」をはじめ、島根県立図書館や隠岐の島町図書館から貸し出しを利用しています。また、これらの本を読書活動推進のために園児に貸し出している施設もあります。他の機関と連携を継続しながら、園児向けの本の整備が必要です。

保育所等での読書体験をもとに、家庭での読み聞かせの楽しさや大切さを家族の方が感じ、一緒に本を手にとってもらうようなはたらきかけが必要であると半数以上の施設と約40%の保育士が感じています⁷。家族ぐるみの読書活動に向けての取組が必要です。

【施 策】

・保育士の読み聞かせの資質の向上

保育士による園児への読み聞かせは、日々その健やかな成長の一助をなしています。園児の読書活動を担う保育士の資質向上に努めます。

・公立図書館との連携

島根県立図書館の「しまね子育て絵本」や市町村一括貸出し、隠岐の島町図書館の団体貸出を活用し、園児に提供する絵本を整備します。施設所蔵の園児向けの絵本等の整備に努めると同時に、こうした島根県立図書館や隠岐の島町図書館の事業の活用を継続します。

・読み聞かせの推進啓発

保育所等を利用する園児の親だけでなく、祖父母を対象とする読み聞かせの研修会を企画するなど、家族ぐるみの読書活動を推進するために園児の家族の方に対して取り組みます。また施設広報紙で発達段階や季節ごとのおすすめ本の紹介等で、家庭での読み聞かせを支援します。

⁷ 本計画策定のために実施した保育所等と保育士を対象としたアンケート結果より

(2) 学校図書館の取組

【方 向 性】

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心を呼び起こし、豊かな心を育む「読書センター」と、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、情報の収集・選択・活用能力を育成する「学習・情報センター」としての機能をより充実させ、学校教育の中核的な役割を担えるような取組が必要です。

児童生徒の読書活動や学校図書館を活用した教育をより充実させるためには、学校司書の育成が不可欠です。学校や校種等の違いを超えて連携し、町内の学校図書館の現状や児童生徒のニーズ、学校司書としての専門的な知識や技能を共有することで、その資質と提供するサービスの向上が必要です。

学校には学校図書館を運営する学校司書のほか、教員の中で司書教諭の講習を修了し、学校図書館を担当する司書教諭⁸などがいます。子ども読書活動推進に向けた取組について学校間で差が出ないように、各校の取組や成果を、校内の管理職や図書館担当教員以外の教職員、他の学校とも共有できる環境づくりに努めます。

【施 策】

・学校図書館資料の更なる充実

現在学校図書館の許容量等によって、学校図書館図書標準⁹に対して蔵書数を増やすことが難しい学校もあります。令和 5（2023）年度末までに、全小中学校が学校図書館図書標準冊数の 95%を達成するよう、図書購入費の確保及び書架・ラック等の学校図書館設備の整備に努めます。

・学校司書の育成

小中学校の司書による学校司書連絡会について、学校司書同士の専門的な知識や技能を共有する機会として活用すべく、高等学校・養護学校の学校司書も含めた町内すべての学校司書が一堂に会する連絡会が開催できるよう努めます。

・連携の拡充

各学校図書館担当教員同士の連携、各学校内における管理職をはじめとする教員・学校図書館担当教員・学校司書の連携、校種を超えた学校間の連携を拡充する仕組みを構築し、全員が同じ方向性の下で子ども読書活動推進に取り組むことができる環境づくりに努めます。

⁸ 学校図書館の職務を掌り、司書教諭の講習を修了した教員。用語表（P.14）に解説あり

⁹ 文部科学省によって学級数等によって規定された学校図書館に設置する蔵書の標準。用語表（P.14）に解説あり

第4節 生涯学習社会の読書環境づくりのために

【方 向 性】

今後、子どもの読書活動を一層推進するために、行政と家庭、地域、学校といった関係者が連携・協力して、横断的な取組ができるような体制の整備が必要です。

家庭・地域・学校等が連携した、子どもの読書活動の推進が必要です。

また、町内の小中学校図書館や公立の図書施設が連携し、各施設が所蔵する資料を児童生徒がより活用できるような環境の整備が必要です。

【施 策】

- ・子ども読書を支える人の連携と強化

公民館・図書館・保育所等・学校のスタッフが一緒に参加できるような研修会を開催して、それぞれの機関がつながると同時に、町の子どもの読書環境を支える人の育成や資質の向上に努めます。

- ・町内の図書の有効活用

より効率的な町内の施設にある蔵書の活用方法の検討や、そのシステムの構築に努めます。



**本といっしょに大きくなろう
～みんなで育てよう、読書大好き隠岐の子を～**

第3章 計画の目標と検証体制

(1) 計画の目標

第2次計画を円滑かつ着実に推進するために、町内の各学校、保育所、図書館、隠岐の島町が中心となり、あらゆる事業者と連携して取り組みます。そのうえで次に掲げる数値を第2次計画の目標とします。

隠岐の島町内の子ども読書活動の状況と第2次計画における数値目標

	平成23年*1 (2011) 状況	平成29年*2 (2017) 状況	令和5年 (2023) 目標
①読み聞かせを週1回以上行う家庭 (対象：3～5歳児のいる家庭)	—	49%	55%
②ブックスタート事業利用率 (上段：4ヶ月児向け、下段：3歳児向け)	94%	100%	100%
	—	65%	70%
③公民館での読書普及イベント開催	0回	0回	年1回以上
④子ども読書啓発チラシの配布	—	—	年1回以上
⑤保育所等の島根県立図書館の市町村一括貸出しや「しまね子育て絵本」の利用率	30%	89%	100%
⑥学校図書館図書標準冊数 95%達成の学校数	1/11 (校)	4/11 (校)	11/11 (校)
⑦小中学校図書館司書配置率	45%	100%*3	100%

*1：第1次策定時の状況として、平成23年度年間もしくは平成24年度当初数値。

*2：第2次策定時の状況として、平成29年度年間もしくは平成30年度当初数値。

*3：ただし、小学校1校については学校図書館支援員となっている。

(2) 計画の検証

各機関が年度ごとにその達成度の検証や評価を行い、次年度以降の活動に反映させます。第2次計画を検証するために、最終年となる令和5(2023)年度に改めて策定委員会を組織し、意識調査等を実施します。そのうえで、次の5ヵ年を担う第3次計画を策定します。この最終年度の検証作業は、策定委員会内で行い、その評価内容は適宜公表します。

資料

1. 第2次隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定体制
2. 隠岐の島町子ども読書活動推進計画関係用語表
3. 子どもの読書活動の推進に関する法律
4. 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要
5. 隠岐の島町図書館の利用状況
6. 隠岐の島町内小中学校図書館の利用状況
7. 第2次計画策定にあたって実施したアンケート結果

資料 1. 第 2 次隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定体制

第 2 次計画策定は「子どもの読書活動を推進する者」、「学校関係者」、「保育関係者」からなる 7 名の委員によって策定しました。策定方法は、委員会で出た意見を基に、隠岐の島町役場福祉課、隠岐の島町教育委員会、隠岐の島町図書館職員からなるワーキンググループが作業部会で素案を作成し、それらを委員会やパブリックコメントで出た意見で修正しました。全ての作業は隠岐の島町教育委員会社会教育課が主体となっていました。

① 策定委員会会議開催ほか

開催日		会議ほか
平成 30 年	11 月 20 日	第 1 回 隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定委員会
	11 月	計画策定に係る学校アンケート
	11 月 28 日	第 1 回 作業部会
	12 月 20 日	第 2 回 隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定委員会
平成 31 年	1 月	保育園児に係る保育所等・保育士・保護者アンケート
	1 月 30 日	第 2 回 作業部会
	2 月 6 日	第 3 回 作業部会
	2 月 27 日	第 3 回 隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定委員会
	3 月 8 日	第 4 回 作業部会
	3 月 28 日	第 4 回 隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定委員会
	4 月 15 日 ～26 日	第 2 次隠岐の島町子ども読書活動推進計画（案） パブリックコメント募集
令和元年	5 月 15 日	第 5 回 隠岐の島町子ども読書活動推進計画策定委員会

② 策定委員会委員名簿

	氏名	所属など	備考
委員長	杉原 由美子	子どもの読書活動を推進する者	
副委員長	藤川 輝貴	子どもの読書活動を推進する者	
	億岐 史人	学校関係者	
	湊 由香	学校関係者	
	岩水 直美	学校関係者	
	野村 奈緒美	学校関係者	
	村上 利恵子	保育関係者	作業部会員

③ 策定委員会事務局

氏名	所属	備考
村尾 秀信	隠岐の島町教育委員会 教育長	
吉田 隆	隠岐の島町教育委員会 社会教育課課長	
曾我部 一彦	隠岐の島町教育委員会 社会教育課 文化振興係 課長補佐	
松田 隆志	隠岐の島町教育委員会 社会教育課 文化振興係	
岩崎 ことい	隠岐の島町教育委員会 社会教育課 文化振興係	作業部会員
藤野 真一郎	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係	作業部会員 ～H31.03
阿賀 朋希	隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 学校教育係	作業部会員 H31.04～
谷口 彰	隠岐の島町立隠岐の島町図書館 館長	
住田 美津子	隠岐の島町立隠岐の島町図書館 司書	作業部会員

資料 2. 隠岐の島町子ども読書活動推進計画関係用語表

関連 章節	用語	ヨミ	意味
第 2 章 第 1 節	ブックスタート	ブックスタート	子どもに絵本を贈る運動。隠岐の島町では教育委員会・役場・図書館がボランティアと共に、4 ヶ月児と 3 歳児を対象に行っている。
	家読	ウチドク	「家庭での読書」を略したもの。家庭において様々な形で家族が共に本に親しむこと。同じ時間等を共有することで親子の心の交流を図ることができる。やり方に決まりはなく、読んだ本の感想など話をする事。
第 2 章 第 2 節	司書	シショ	「図書館法」第 4 条で規定された「図書館に置かれる専門的職員を司書とする」と規定されている。公共図書館に置かれる、司書資格を取得した専門的職員をさす。
	ファミリータイム	ファミリータイム	隠岐の島町図書館独自の取組。乳児連れでも来館しやすいよう、館内に子どもの大きな声に理解を求める掲示をするとともに、赤ちゃん向けおはなし会「はじめてのえほん」を開催し、その後でおもちゃを開放する。 毎週日曜日午前 10 時～12 時に開催。
	しまね子育て絵本	シマネコソダテエホン	島根県が選定した「赤ちゃん基本」(0～2 歳向け)、「幼児基本」(3～6 歳向け)や、15 のテーマ別セットで構成される 300 タイトルの絵本。 隠岐の島町図書館では県立図書館から寄託された 35 箱(約 1,000 冊)を管理し、町内保育所等やボランティア等へ貸出す(※1 ヶ所につき 3 ヶ月ごと 2 箱貸出)。
第 2 章 第 3 節	学校司書	ガッコウシショ	学校図書館の円滑な運営のための職務を担うとともに、適切な資料提供によって児童・生徒の学びを支える。法令上規定された言葉ではないため、資格を必要とするものではない。
	司書教諭	シショキョウユ	学校図書館の専門的職務を掌り、司書教諭の講習を修了した教員。学校図書館法では 12 学級以上の学校には必ず置かなければならない。(11 学級以下の学校は、当分の間、設置を猶予とされている。)
	学校図書館図書標準	ガッコウトシヨカントシヨヒョウジユン	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部省が 1993 年 3 月に定めたもの。学級数等によって規定されている。

資料 3. 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基

本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料 4. 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

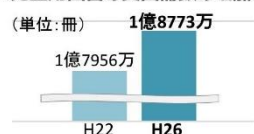
趣 旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018～2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の出借冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂

(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

分 析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

① 読書習慣の形成に向けて、 発達段階ごとの効果的な取組を推進

- 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる 等
- 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書 等
- 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書 等
- 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書 等

② 友人同士で本を薦め合うなど、 読書への関心を高める取組を充実

- 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動

③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

- スマートフォンの利用と読書の関係 等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率

◆第三次基本計画で定めた目標

市：100% 町村：70%

◆平成28年度実績

市：88.6% 町村：63.6%

※H29末目標

※第四次計画でも引き続き達成を目指す

市 町 村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携 等

都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言 等

国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等) 等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

ポイント： ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆（きずな）の一層の深まりを目指す家読（うちどく） 等

学校等

- 【幼稚園・保育所等】
 - ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備
- 【小学校、中学校、高等学校等】
 - ◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
 - ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
 - ・障害のある子供の読書活動の促進
 - ◆読書習慣の形成、読書の機会の確保
 - 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等
 - ◆学校図書館の整備・充実
 - ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
 - ・学校図書館図書標準の達成
 - ・情報化の推進
 - ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

地域

- ◆図書館未設置市町村における設置
設置率（H27）：市98.4%、町61.5%、村26.2%
- ◆図書館資料、施設等の整備・充実
 - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等
- ◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
 - ・読み聞かせ会等の企画・実施
 - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- ◆学校図書館やボランティア等との連携・協力
 - ・学校図書館や地域の関係機関との連携
 - ・ボランティア活動の促進
 - ・地域学校協働活動における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
 - 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル） 等

民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等)

資料５．隠岐の島町図書館の利用状況

(1) 隠岐の島町図書館

	H22年度(冊)	H29年度(冊)	増減(冊)
蔵書冊数 *1	73,128	81,376	8,248
内、児童書	20,663	22,416	1,753

	(人)	(人)	(人)
入館者数	61,549	57,646	-3,903

	(人)	(人)	(人)
登録者数	9,137	11,060	1,923
内、18歳以下	1,880	1,338	-542

	(冊)	(冊)	(冊)
個人貸出冊数	62,544	61,375	-1,169
内、児童書	17,603	20,692	3,089

団体貸出冊数	20,397	11,725	-8,672
内、児童書	18,707	9,782	-8,925

	(冊)	(冊)	(冊)
年代別個人貸出冊数(18歳以下)			
幼児	2,184	4,036	1,852
小学生	8,034	9,702	1,668
中学生	2,773	1,868	-905
高校生	921	565	-356
計	13,912	16,171	2,259

	平成22年度		平成29年度	増減
町民一人当たりの蔵書冊数 *2	4.9 冊	⇒	5.6 冊	0.8 冊
蔵書冊数	74,957	⇒	蔵書冊数 81,370	6,413 冊
人口	15,396	⇒	人口 14,472	
全国平均	3.1 冊	⇒	3 冊	-0.1 冊
県内平均*3	4.1 冊	⇒	3.9 冊	-0.2 冊

蔵書冊数に占める児童書	27.6 %	⇒	27.5 %	0.0 %
児童書冊数	20,663	⇒	児童書冊数 22,416	1,753 冊
蔵書冊数	74,957	⇒	蔵書冊数 81,370	6,413 冊

町民一人当たりの貸出冊数	4.1 冊	⇒	4.2 冊	0.2 冊
個人貸出冊数	62,544	⇒	個人貸出冊数 61,375	-1,169 冊
人口	15,396	⇒	人口 14,472	
全国平均	5.4 冊	⇒	5.5 冊	0.1 冊
県内平均	4.2 冊	⇒	4.9 冊	0.7 冊

登録者一人当たりの貸出冊数	6.8 冊	⇒	5.5 冊	-1.3 冊
個人貸出冊数	62,544	⇒	個人貸出冊数 61,375	-1,169 冊
登録者	9,137	⇒	登録者 11,060	1,923 人

資料５． 隠岐の島町図書館の利用状況

（２） 町内公民館図書室（３室）と中出張所

	H22年度(冊)	H29年度(冊)	増減(冊)
蔵書冊数	11,890	12,941	1,051
内、児童書	4,341	4,479	138

	(冊)	(冊)	(冊)
貸出冊数	4,298	1,512	-2,786
内、児童書	1,134	396	-738

*1 蔵書冊数には雑誌・視聴覚資料・学校図書館活用教育図書（県立寄託）を除く

*2 人口は、平成22年度：『島根県推計人口月報』平成23年4月1日現在、平成29年度：『広報隠岐の島』平成29年3月1日現在 による

*3 全国平均・県内平均は、日本図書館協会出版『図書館年鑑2011』および『図書館年鑑2018』、島根県立図書館『H28年度島根県公共図書館年報』による

資料6．隠岐の島町内小中学校図書館の利用状況

(1) 町立小中学校 学校図書館図書標準整備状況比較

学校名	平成23年度		平成29年度		増減	
	蔵書冊数	達成率	蔵書冊数	達成率	蔵書冊数	達成率
西郷小	6,045	72.3%	7,885	105.4%	1,840	33.1%
中条小	2,567	46.2%	4,063	89.1%	1,496	42.9%
有木小	2,814	55.4%	4,179	82.3%	1,365	26.9%
磯小	5,865	105.5%	5,327	104.9%	-538	-0.6%
北小	3,974	71.5%	4,497	111.3%	523	39.8%
五箇小	3,759	62.2%	4,657	91.7%	898	29.4%
都万小	2,898	48.0%	4,672	92.0%	1,774	44.0%
西郷中	3,208	37.8%	6,902	93.8%	3,694	55.9%
西郷南中	5,469	74.3%	6,314	85.8%	845	11.5%
五箇中	2,878	47.3%	4,748	87.3%	1,870	39.9%
都万中	3,917	72.0%	5,260	96.7%	1,343	24.7%
全町	43,394	62.4%	58,504	94.4%	15,110	32.0%

(2) 町立小中学校 学校図書館貸出状況比較（冊）

学校名	平成23年度		平成29年度		増減	
	貸出総数	1人あたり	貸出総数	1人あたり	貸出総数	1人あたり
西郷小	8,905	30.2	15,334	53.2	6,429	23.0
中条小	895	13.0	5,406	115.0	4,511	102.0
有木小*1	2,267	29.8	2,488	43.6	221	13.8
磯小*2	3,414	40.6	6,962	102.4	3,548	61.8
北小	2,409	53.5	2,720	69.7	311	16.2
五箇小*1	2,935	37.2	7,578	90.2	4,643	53.0
都万小	1,445	18.1	4,173	59.6	2,728	41.5
西郷中	2,220	13.1	3,436	22.9	1,216	9.8
西郷南中	1,300	11.2	1,577	12.2	277	1.0
五箇中	164	4.2	989	30.0	825	25.8
都万中	1,179	33.7	1,715	44.0	536	10.3
全町	27,133	25.9	58,504	58.4	31,371	32.6

*1：平成26年度データより

*2：平成24年度データより

資料7 第2次計画策定にあたって実施したアンケート結果

対象施設数:9
回答施設数:8

(1) 保育所等向けアンケート結果(抜粋)

園児の読書活動推進のために貴施設でされていることをお選びください。(複数回答可)

① 園児向けの本を整備する	8	100%
③ 読み聞かせをする	8	100%
⑥ 保護者に啓発活動を行う	5	63%
② 施設の本を貸し出す	4	50%
④ 絵本の内容を園児と話す	3	38%
⑤ 職員に読み聞かせ等の研修をする	3	38%
⑦ 特に何もしていない	0	0%
⑧ その他	4	50%
合計	35	

その他の自由記述	クラスで子どもたちの好きな絵本から劇あそびをして楽しんでいる 保育士、週一のみきかせボランティアの方による読み聞かせをする。県立、町の図書館よりお借りしている本を貸し出し 町、県立図書より本を定期的に借りる 週1回絵本の貸出を行う
----------	--

貴施設で園児向けの本をどれくらい施設で所蔵していますか？

① ～100冊くらい	2	25%
② 100～200冊くらい	2	25%
③ 200～500冊くらい	4	50%
④ 500冊以上	0	0%
⑤ 図書館等から借りる分だけ	0	0%
⑥ 本は整備していない	0	0%
⑦ その他	2	25%
合計	10	

貴施設で園児向けの本はどのように整備していますか？(複数回答可)

② 寄付金をいただいた際等に購入	6	75%
③ 地域の方等から本の寄贈いただく	6	75%
④ 図書館等から借りる	6	75%
① 毎年予算を組んで購入	1	13%
⑤ 本は整備していない	0	0%
⑥ その他	3	38%
合計	22	

貴施設で職員に読み聞かせ等の研修はどのように行っていますか？(複数回答可)

① 職員同士で行う	2	67%
② 図書館から講師を招く	2	67%
③ 図書館以外の機関から講師を招く	0	0%
④ その他	1	33%
合計	5	

貴施設での保護者への啓発活動はどのように行っていますか？(複数回答可)

① 声掛けをする	3	60%
② チラシを貼り出す	2	40%
③ チラシを配布する	2	40%
④ 研修を行う	1	20%
⑤ その他	2	40%
合計	10	

園児の読書活動推進のために 貴施設でさらに必要だと思うことをお選びください。(複数回答可)

⑥ 保護者への啓発活動	6	75%
① 園児向けの本の整備	5	63%
② 職員の資質向上	4	50%
④ ボランティアの確保	4	50%
⑤ 他機関との連携	3	38%
③ 読み聞かせ等の時間の確保	2	25%
⑦ 特にない	0	0%
⑧ その他	1	13%
合計	25	

町の子ども読書環境整備のためにさらに必要だと思うことをお選びください。(複数回答可)

③ 保育所(園)の本の充実	5	63%
① 保育所(園)での読み聞かせ	4	50%
⑦ 保護者向け関連講座の開催	3	38%
⑥ 図書館等の本の充実	2	25%
② 保育士の資質向上	1	13%
⑧ ボランティアの育成・質の向上	1	13%
④ 図書館等での読み聞かせ	0	0%
⑤ 図書館等職員の資質向上	0	0%
⑨ 特にない	0	0%
⑩ その他	0	0%
合計	16	

資料7 第2次計画策定にあたって実施したアンケート結果
(2) 保育士向けアンケート結果(抜粋)

対象者数:95名
回答者数:73名

クラスで園児が絵本を見る・触るなど本に関わる時間はどれくらいですか？

① 無し	0	0%
② 30分	58	78%
③ 1～2時間	7	9%
④ 3～5時間	1	1%
⑥ その他	8	11%
合計	74	

その他の自由記述	10分 朝のちょっとした時間や活動中、 夕方の時間等、見たい時に見ている。 もしくは30分にみたくない時もある 15分程度 子どもたちは自由に触れるのでそれぞれです 自由遊びの中で絵本コーナーがあり、興味のある子は見ている 10分くらい(保育士が読みきかせをするため、1才児)
----------	---

読み聞かせをする・必要と思う理由を下の中からお選びください。(複数回答可)

② 園児の知識や言葉を増やす	70	96%
① 園児とふれあえる	56	77%
③ 園児の情操教育	43	59%
④ 園児に頼まれる	11	15%
⑤ その他	7	10%
合計	187	

その他の自由記述	創造力の育成 想像力を豊かにする お話を楽しんだり、イメージをふくらませる 想像力や楽しい時間になるから 季節の行事由来などを言葉のみで伝えるよりも絵本などのお話になっている書物を読んできかせるとわかりやすい 絵本や紙芝居の時間をよろこぶ子が多い
----------	--

園児の読書活動推進のために 貴施設でさらに必要だと思うことをお選びください。(複数回答可)

① 園児向けの本の整備	54	74%
⑥ 保護者への啓発活動	31	42%
② 職員の資質向上	21	29%
③ 読み聞かせ等の時間の確保	17	23%
④ ボランティアの確保	8	11%
⑤ 他機関との連携	5	7%
⑦ 特にない	4	5%
⑧ その他	1	1%
合計	141	

町の子ども読書環境整備のためにさらに必要だと思うことをお選びください。(複数回答可)

③ 保育所(園)の本の充実	51	70%
① 保育所(園)での読み聞かせ	32	44%
⑦ 保護者向け関連講座の開催	31	42%
⑥ 図書館等の本の充実	14	19%
② 保育士の資質向上	11	15%
④ 図書館等での読み聞かせ	10	14%
⑧ ボランティアの育成・質の向上	4	5%
⑤ 図書館等職員の資質向上	3	4%
⑨ 特にない	3	4%
⑩ その他	2	3%
合計	161	

資料7 第2次計画策定にあたって実施したアンケート結果

配付した枚数:346枚
回収した枚数:242枚

(3) 保護者向けアンケート結果 (抜粋)

親子読書やお子様への読み聞かせは、お子様の健全な成長のために必要なことだと思いますか？

① 思う	236	99%
② 思わない	3	1%
合計	239	

ご家庭でお子様に読み聞かせをしていますか？

① している	190	79%
② していない	52	21%
合計	242	

左の間で「①している」と回答された方に伺います。
どれくらいの頻度で読み聞かせをしますか？

② 週に1～2回	77	40%
③ 月に2回程度	40	21%
① ほぼ毎日	35	18%
⑤ 時々(年に数回)	22	11%
④ 月に1回程度	18	9%
合計	192	

読み聞かせをする・必要と思う理由を下の中からお選びください。(複数回答可)

① 親子でふれあえる	179	75%
③ 子どもの情操教育	114	48%
④ お子様に頼まれる	78	33%
② 楽しい	75	31%
⑤ その他	10	4%
合計	456	

⑤その他 (自由記 述)	言葉 小学校へ行ってからの読解力につながるので 寝る前の儀式のような… 字を覚えるための良い機会だと思う。 子どもの語い力を育てるため。 子供が喜ぶ、集中してくれる 文字と言葉の習得 自分(母)が子供の頃してもらっていたから
--------------------	---

読み聞かせをしない理由を下の中からお選びください。(複数回答可)

① (保護者の)時間がない	109	46%
⑥ メディア(テレビやスマホ)等で対応している	18	8%
⑦ お子様が嫌がる(興味がない)	12	5%
② (お子様の)時間がない	8	3%
④ どんな本が良いのかわからない	5	2%
⑤ 上手く読めない	3	1%
③ 本がない	3	1%
⑧ その他	9	4%
合計	167	

お子様の読書のためにご家庭でされていることをお
選びください。(複数回答可)

① お子様のために本を入手する	139	58%
② お子様と図書館等に行く	119	50%
③ 読み聞かせをする	119	50%
④ 本の内容を子どもと話す	60	25%
⑦ 特に何もしていない	28	12%
⑤ 家族が読書をする姿を見せる	24	10%
⑥ メディア(テレビやスマホ)等の時間を制限する	18	8%
⑧ その他	5	2%
合計	512	

あなたがお子様の読書に期待していることをお選びください。(複数回答可)

③ 想像力を養う	182	76%
① 知識や言葉を増やす	181	76%
④ 読解力を身につける	144	60%
② 思いやりの心を育てる	116	49%
⑤ 良い絵に触れる機会	34	14%
⑥ 期待していることはない	4	2%
⑦ その他	6	3%
合計	667	

⑦その他 (自由記 述)	本は楽しい！と思ってくれたら、まずそれ でいいかなと思っています。 楽しんでいけばそれでよい。 一人の時間の過ごし方を知る。 本の世界を楽しんでほしい 人に伝えるための言葉を学ぶことが出来る 単純に楽しいとかおもしろいとか感じてもらう 静かに過ごす時間を作る。
--------------------	---